

鳥取県告示第591号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成21年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の1（次の図に示す部分に限る。）、997の253から997の257まで、997の260、997の266、997の269、997の270（国有林）、997の271、宇木地林ノ二1051、字山根田平1001の1

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字大父字坂ノ谷969、975の2、字下平田ケ平ル607の1、字長楽寺943の94、字飯林1069の1、1069の2、1070、字森谷944の1、944の2、945、大字尾張字一ノ谷西平360、361、字一ノ谷東平337の1、337の3から337の5まで、337の7、大字中村字本谷東平中541の1、542から544まで、大字宮木字坂ノ谷5、9から11まで、字細見谷頭12、14、大字山川字柴尾896、897の1（次の図に示す部分に限る。）、898、905、905の1、906、字尺善167の1、168の1、字東山ノ下188、189の2（次の図に示す部分に限る。）、字山根163の3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字尾張字一ノ谷西平360、361、字一ノ谷東平337の1、337の3から337の5まで、337の7、大字中村字本谷東平中542・大字宮木字坂ノ谷5・11・字細見谷頭14・大字山川字柴尾896・897の1・898・905・906（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字太一垣字本谷東平325、326、328、大字山川字勝田川頭東平808の2、808の16

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)